

おお くま



お知らせ版

2020年5月15日

発行：大熊町役場 総務課 秘書広聴係

大熊町役場

〒979-1306

大熊町大川原字南平 1717

会津若松出張所

〒965-0059

会津若松市インター西 111

いわき出張所

〒970-1151

いわき市好間町下好間字鬼越 18

中通り連絡事務所

〒963-8035

郡山市希望ヶ丘 11-10

※会津若松出張所、いわき出張所は
5月7日に移転しました

新型コロナウイルス感染症について

4月16日、全国に向けて緊急事態宣言が出されました。感染拡大を防ぐためには一人一人の行動が非常に重要です。自分を守ることが、自分の大切な人を守ること、そして社会を守ることにつながります。なんと少しでも感染拡大を抑制するため、今まで以上に感染予防に気を付けてください。

一人一人ができること

- ①手洗い、うがい、咳エチケット
- ②不要不急の外出を控え、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける
- ③十分な睡眠とバランスの良い食事を心掛け、免疫力を高める
- ④家においてできる運動を取り入れる（高齢の方は特に注意）

相談窓口

次の症状がある方は下記窓口へ相談ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※高齢者や基礎疾患のある方、妊娠中の方は、上の状態が2日程度続く場合などお早めにご相談ください

●福島県内の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）

フリーダイヤル：0120-567-747

（土日祝日を含む24時間）

※県内窓口の電話番号が一本化されました

●厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-565653

（土日祝日を含む午前9時～午後9時）

※電話での相談が難しい方 FAX03-3595-2756

各避難先の帰国者・接触者相談センターについては、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」をご参照ください。



特別定額給付金を給付します

国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一環として、特別定額給付金が給付されます。申請書類をお送りします。申請方法をご確認の上、申請してください。

☎大熊町役場 生活支援課 生活支援係
☎ 0240-23-7444

■給付対象者

2020（令和2）年4月27日の基準日において大熊町の住民基本台帳に記録されている方

■給付額

給付対象者1人につき10万円

■申請書類

5月中旬から各避難先世帯に郵送

■給付時期

5月下旬から順次開始予定

■申請方法

【郵送申請の場合】

申請書に必要事項をご記入の上、次の添付書類を同封し、申請してください。

<添付書類>

- ①預金通帳のコピー（振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる箇所をコピーしてください。以上が記載されていれば、キャッシュカードのコピーでも可）
- ②身分証明書のコピー（マイナンバーカード、運転免許証等のコピー等の本人確認書類）

【オンライン申請の場合】

マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでの申請ができます。

マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主・世帯員の情報、振込先口座情報を入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請を行います。

※マイナンバーカードの読み取り機能がある機器が必要になる場合があります

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時の給付金（一時金）です。

☎大熊町役場 保健福祉課 子育て支援係
☎ 0240-23-7197

■支給対象者

2020（令和2）年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方

※所得制限超過により特例給付となっている方を除きます

■支給額

対象児童1人につき1万円

■実施主体

基準日（2020年3月31日）時点での居住市区町村
※4月以降に転入された方は、転入前の市区町村にお問い合わせください

■支給時期

6月5日（金）に児童手当と合わせて支給予定

■支給方法

2020年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座へ振り込み

■申請について

申請は不要です

※支給を希望しない場合のみ、5月20日（水）まで保健福祉課にご連絡ください

※公務員の方は、所属庁から支給対象者であると証明を受けた上で、居住市区町村に申請してください

マスクを配付します

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に、生活支援物資の一環として、次のとおりマスクを配付しますので、ご活用ください。

☎大熊町役場 保健福祉課 ☎0240-23-7419
大熊町役場 生活支援課 ☎0240-23-7444

■配付内容

不織布マスク1人につき10枚

■配付先

避難先の住所（送付先が設定されている方は送付先）

■配付方法

世帯人数分を梱包し、ゆうパケットにて配送

■配付時期

5月下旬以降順次

給付金に関する詐欺にご注意ください

特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金に関して、町や国などが現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作をお願いすることは、絶対にありません。また、給付のためにも絶対にもありません。

☎0240(23)7444
大熊町役場 生活支援課

☎0240(23)7419
大熊町役場 保健福祉課

☎9110へご連絡ください。

ご自宅や職場などに町や国等をかたった電話がかかってきたり、メールが届いたりした場合は、最寄りの警察署（または警察相談専用電話）へご連絡ください。

大熊町貸与型奨学生を随時募集します

☎大熊町役場 会津若松出張所 教育総務課
☎0242-23-8025 FAX 0242-23-8235

町は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に修学困難な状況にある大熊町出身の高校生、高等専門学校、専修学校生（専門課程）、大学生、大学院生を対象に、貸与型奨学生を随時募集します。

■貸与条件

- ・高校・高専・専修学校（専門課程）・大学等に在学し品行が正しく学術に優れかつ身体が強健である
- ・申込者または申込者の生活の主体者が5年以上大熊町に住所を有している
- ・経済的理由により修学が困難と認められる
- ・世帯に町税等滞納がない
- ・他の奨学資金の貸し付けを受けていない
- ・申込時在学の学校長の推薦を受けられる
- ・連帯保証人は成年者で独立の生計を営む

■貸与額と期間

- 正規の修業期間で
- ・高校・高専などに在学の方
…月額3万円以内
- ・大学、専修学校などに在学の方
…月額7万円以内

■入学時特別増額貸与制度

- ・高校・高専…10万円
- ・大学、専修学校…20万円

■奨学資金の返還

- ・卒業後6か月後から10年以内に半年賦で返還
- ・無利息
- ・延滞金 年10%の割合

■申込方法

教育総務課に電話、FAXでお申し込みください。

■世帯の所得制限額

扶養親族などの数	所得額		
	大学在学者1人	大学在学者2人	大学在学者3人
0人	700万円	800万円	850万円
1人	730万円	830万円	880万円
2人	760万円	860万円	910万円
3人	790万円	890万円	940万円
4人以上	820万円	920万円	970万円

※在学者数には、申込時に受験に合格した者を含む。
高校在学者は、上記所得額より100万円を控除した額

2020年度の 固定資産税について

5月15日に、2020（令和2）年度の固定資産税納税通知書をお送りしました。

■大川原・中屋敷地区に土地・家屋をお持ちの方

今年度より、昨年避難指示が解除された大川原・中屋敷地区の土地・家屋について課税を再開します。

なお、経過措置として課税再開から3年間は税額が2分の1となるほか、町の条例により令和2年度の固定資産税については全額減免となりますので、納付の必要はありません。納税通知書と一緒に減免通知書をお送りしますので、内容をご確認ください。

■帰還困難区域に土地・家屋をお持ちの方

昨年度に引き続き、夫沢字北原の一部を除いて課税免除となります。

※すべての資産が課税免除となる方および免税点未満となる方には、納税通知書をお送りしません

岡大熊町役場 税務課

☎0240（23）7154

軽自動車税の納付 6月1日まで忘れずに

2020（令和2）年度軽自動車税の納税通知書は、5月1日にお送りしました。納期限は6月1日（月）です。

4月1日現在、帰還困難区域に放置したまま使用していない車両は昨年度同様、申請により減免となります。

避難指示解除区域に放置されている車両は、通常課税されますので、忘れずに納付してください。

岡大熊町役場 税務課

☎0240（23）7154

自動車税種別割 納期限は6月1日です

自動車税種別割は、毎年4月1日午前零時現在で自動車の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に課税されます。

2020（令和2）年度自動車税種別割の納税通知書は、5月8日（金）に発送しました。6月1日（月）の納期限までに忘れずに納付してください。

なお、避難先等への郵便物

の転送を希望される方は、最寄りの郵便局へ「転居届」を提出してください。

岡福島県相双地方振興局

県税部課税課 問税チーム

☎0244（26）1127

固定資産税台帳の 縦覧と閲覧

避難指示解除区域（中屋敷、大川原地区）における2020（令和2）年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧および固定資産課税台帳の写しの交付期間は、6月1日までです。

※帰還困難区域は、課税免除のため対象外です

■縦覧制度について

納税者の方が、他の土地・家屋の価格との比較を通じてご自分の固定資産の評価が適正であるかどうかを判断できるように、縦覧帳簿により必要な範囲内に限り町内の土地・家屋の価格等を見ることができま

①縦覧に供する書類

- ・土地価格等縦覧帳簿
- ・家屋価格等縦覧帳簿

※所有者の住所、氏名等は記載されていません

※縦覧帳簿の写しは交付しません

②縦覧できる人の範囲

【土地】
・避難指示解除区域（中屋敷、大川原地区）に所在する土地に対して固定資産税が課税されている納税者またはその代理人（委任状が必要）

【家屋】

・避難指示解除区域（中屋敷、大川原地区）に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている納税者またはその代理人（委任状が必要）

■課税台帳の閲覧制度

縦覧期間中、納税者本人は自分の固定資産について、固定資産課税台帳（写し）の交付を無料で受けることができます。代理人が申請する場合は委任状が必要です。

■縦覧・閲覧場所・問合先
大熊町役場 税務課

☎0240（23）7154

屋根・窓の養生を ご希望の方へ

町は国の補助を受けて6月から、町内の家屋の屋根・窓の養生を行います。

過去に養生したシートの再

養生も受け付けます。雨漏れ、動物の侵入等でお困りの方はご連絡ください。

なお、施工の有無・時期は町で決定します。（家屋解体が決まっている方は施工ができません）

■対象地域

帰還困難区域内

岡大熊町役場 復興事業課

復旧係

☎0240（23）7019

地区対抗パークゴルフ 大会は中止します

6月に開催を予定していた2020（令和2）年度大熊町地区対抗町民パークゴルフ大会は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、中止します。岡大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

☎0242（23）8025



大熊町公式
サイト



大熊町公式
フェイスブック

大熊町職員採用候補者試験（大卒程度）を行います

町は、2021（令和3）年度の職員（大卒程度）採用候補者試験を行います。ご不明な点はお問い合わせください。

☎大熊町役場 総務課 ☎ 0240-23-7568

■試験職種・採用予定人員

行政、土木、建築、保健師（ともに若干名）

■受験資格

1981（昭和56）年4月2日から1999（平成11）年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・日本の国籍を有しない者
- ・成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大熊町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

■試験の方法

- ・第1次試験

①教養試験

一般知識および知能について、五肢択一式の筆記試験

②専門試験

専門知識および能力について、択一式の筆記試験

③職場適応性検査

公務の職業生活への適応性についての検査

- ・第2次試験

第1次試験合格者に対して個別面接による試験と小論文試験

■第1次試験の期日

7月12日（日）

- ・受付：午前9時～9時30分
- ・教養試験：午前10時～正午
- ・専門試験：午後1時～3時
- ・職場適応性検査：20分程度

■第1次試験の会場

大熊町役場（大熊町大川原字南平1717）

※第2次試験の期日、会場については、第1次試験の合格通知の際にお知らせします

■受験手続き

①申込用紙の請求

申込用紙は、大熊町役場総務課で交付を受けるか、町公式サイトからダウンロードしてください。

郵便により受験申込用紙等を請求する場合は、封筒の表に赤で「職員試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

②申込の方法

申込用紙に必要事項を記入し、大熊町役場総務課に提出してください。

申込書を郵送する場合は84円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に赤で「職員試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。

③受付期間

5月21日（木）から6月19日（金）まで
（平日午前8時30分～午後5時15分）

※郵送による提出は6月17日（水）までの消印有効

■受験の準備

- ・受験票を受領したときは、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください（受験票がない場合、または受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません）
- ・受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません
- ・試験会場周辺に昼食を購入できる場所がありませんので、来場前に準備してください

■合格者の採用

- ・合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です
- ・初任給は、本町の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます



町公式サイト

お引っ越し された方へ

役場にも
教えてね！



町に届け出していた避難先が変わった際はお知らせください。届出は住民課（本庁舎）、会津若松出張所、いわき出張所、中通り連絡事務所の各窓口で受け付けています。郵送や電話での届出もできます。

☎大熊町役場会津若松出張所
避難者名簿係

マイナンバーカード電子証明書 有効期間通知について

現在、マイナンバーカードに搭載の電子証明書またはマイナンバーカードが有効期限を迎える町民の方へ青色の封筒で通知をお送りしています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、避難地域の状況に応じて、適切な時期に更新手続きを行ってください。

☎大熊町役場 住民課 住民係
☎ 0240-23-7146

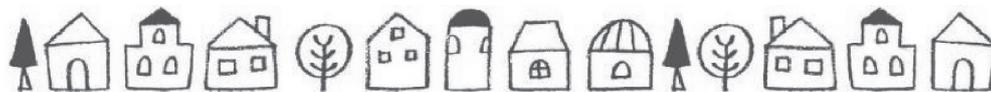
■更新方法

○県内に避難されている方

大熊町役場住民課（本庁舎）、会津若松出張所、いわき出張所、中通り連絡事務所の各窓口で更新できます。最寄りの窓口で手続きしてください。

○県外に避難されている方

避難先の自治体にマイナンバーカードとカードに設定した暗証番号を預けてください。更新後、避難先に書留郵便（本人限定受取）で返送されます。



おおくままちづくり公社 事務所移転のお知らせ



つくる・つなぐ・つたえる

おおくままちづくり公社

5月7日に
事務所が
移転しました

【新事務所】〒979-1306 大熊町大川原字南平 1717 大熊町役場内

☎ 0240-23-7101 FAX 0240-23-7139

メール okuma-machizukuri@wing.ocn.ne.jp

ホームページ「おおくままちづくり公社」で検索



土地・建物のご相談はまちづくり公社へ！

おおくままちづくり公社事務所で、随時相談を受け付けています。受付時間：平日の午前9時～午後5時

公社の不動産利活用事業とは・・・

皆さまから大熊町にある土地や建物の情報を集め、利活用をお手伝いするとともに、様々なお困りごとやご相談にお答えしています。

取引可能区域にある土地や建物の賃貸・売却などのご希望には、不動産事業者のご紹介や利用希望者とのマッチングまでトータルに対応させていただきます。

皆さまから寄せられた声。例えば…

大川原地区に土地を買って
ゆっくり暮らしたい！

大熊町内に所有している土地を
誰かに活用してほしい！

まずはお気軽にお問い合わせください！